

学校選択制Q&A

質問1 学校選択制で希望した学校へは必ず入学できますか？

回答1 いいえ、学校ごとに受入れ可能人数が定められており、希望者が多数の場合は抽選となります。
(通学区域内に居住する児童生徒だけで教室が不足する学校については、受入れできない場合もあります。)
ただし、通学区域校を希望する場合は必ず就学できます。

質問2 希望校の変更はできますか？

回答2 はい。10月30日(金)までに学校選択制「希望調査票」を提出いただいた後、11月上旬ごろに結果をお知らせします。
その後、**令和8年11月13日(金)～11月19日(木)の期間内に一度だけ区役所窓口またはオンラインにて希望校の変更を受付いたします。**電話・メールなどでの受付はできません。
変更受付期間終了後は、希望校の変更を受付することができません。

質問3 就学する学校は、どのようにして決定するのですか？

回答3 通学区域校を希望する場合は、通学区域校が就学する学校となります。
通学区域外の学校を希望された場合は、提出いただいた学校選択制「希望調査票」を集計した結果、選択した学校が受入れ可能人数内の場合は希望された学校へ就学できます。
希望された学校が受入れ可能人数を超えた場合、抽選で入学者を決定します。
受入れ可能人数を超えている学校を第1希望としている方から入学者を決定する抽選を行います。第1希望校の抽選で当選とならなかった方は、第2希望校となりますが、第2希望校でも受入れ可能人数を超えている場合は抽選となります。**希望校に当選されなかった場合(補欠者の繰上げは除く)は、通学区域校へ就学していただけます。**
※学校選択制希望調査集計の結果、第1希望者のみで受入れ可能人数を超えている学校については、第2希望者の抽選は行いません。
※補欠については10ページ参照

質問4 希望調査の結果(どの学校へ就学するのか)はどのようにして知ることができますか？

回答4 **令和8年12月下旬以降に区役所よりお送りする就学通知書にて確認いただけます。**
通学区域外の学校を希望された方には、12月初旬、区役所から結果通知書または、抽選通知書を送付いたします。
結果通知書が届いた方については、抽選はなく、希望された学校に就学していただけます。
(結果通知書は就学通知書ではありません。)
なお、令和8年12月8日(火)に実施予定の**公開抽選の結果**は、12月下旬以降、区役所より送付します**就学通知書にてお知らせするとともに、ホームページで公表します。**

質問5 私立・国立等の学校の受験を考えていますが、学校選択制「希望調査票」を提出する必要がありますか？

回答5 はい。**学校選択制「希望調査票」は、全員提出していただきます。**
(学校選択制「希望調査票」の下欄にチェック項目があります。)

私立・国立等の学校を希望されている場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用するには、「希望調査票」の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、通学区域校が希望校として指定されることになりますのでご注意ください。

私立・国立等の学校へ就学される方は、指定学校外の申請が必要となりますので、令和8年12月下旬以降区役所から送付いたします就学通知書と、就学される学校(私立・国立等)が発行する入学許可書を区役所へお持ちいただき、別途、手続きをして下さい。

質問6 此花区内で住所を変更(転居)した場合はどうなりますか？

回答6 令和8年10月30日(金)までに住所変更の届出をされた方は、新しいご住所等の記載された学校選択制希望調査票をお渡しいたしますので、その調査票で10月30日(金)の締切までに希望調査票を提出してください。

令和8年11月13日(金)から11月19日(木)の間に住所変更の届出をされた方は、新しいご住所等の記載された学校選択制希望調査票をお渡しいたしますので、その調査票で11月13日(金)～11月19日(木)の期間内に区役所窓口にて希望調査票を提出してください。ただし、調査票提出後の変更希望は受付できません。

令和8年11月20日(金)以降に住所変更の届出をされた方は、希望調査票の再提出ができません。既に提出している希望調査票の内容を引き継ぐか、通学区域校を希望していただくかのどちらかとなります。

質問7 支援学級を検討しているのですが、どうすればいいですか？

回答7 就学希望校が、通学区域校か選択希望校かにかかわらず、支援学級を検討している方につきましては、必ず事前に就学希望校にご相談ください。迷われている方も含め、早めのご相談をお願いいたします。詳細は15ページをご確認ください。

